



申告書は、自分で作成してお早めに

【お問い合わせ先】徳島税務署 (☎088・622・4131)

税 目	申告・納付期限	振替納税の口座振替日
所得 税	3月15日(木)	4月20日(金)
個人事業者の消費税および地方消費税	4月2日(月)	4月25日(水)
贈与 税	3月15日(木)	口座振替は利用できません

昨年まで、所得税の振替納税を利用していた方は、本年からは申告所得税「振替納税のお知らせ」はがきを原則送付いたしませんのでご注意ください。

徳島税務署の申告相談会場は「アスティとくしま」です！

会 場	期 間
アスティとくしま 3階第2特別会議室 (徳島市山城町東浜傍示1)	2月1日(水)から3月15日(木)まで (土・日・祝日を除く。ただし、2月19日および2月26日の 日曜日は確定申告の相談・申告書の受付を行います。)

受付時間は午前9時から午後4時まで。※午後4時以降は受付できません。

□この期間、徳島税務署庁舎内には、申告相談会場を設けておりません。

□アスティとくしまの駐車場については、有料(1日200円)となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

所得税の確定申告とは

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

公的年金を受給されている方へ

平成23年分の確定申告から公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、「所得税の確定申告書」の提出が不要となりました。

- この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。
- 確定申告書の提出が不要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

ネットなら便利！
24時間 確定申告

申告書を作成するときは

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成し、郵送か電子申告(e-Tax)で！お早めに！

ネットなら便利! 24時間
確定申告

●確定申告書等作成コーナーは24時間申告書の作成が可能です
●e-Taxなら平成24年1月16日(月)～3月15日(木)まで24時間申告が可能です(メンテナンス時間を除きます)
※作成した申告書は印刷して郵便等でも提出できます

www.nta.go.jp 確定申告

所得税 2月16日(水)～3月15日(木)
給与税 2月1日(水)～3月15日(木)
消費税・地方消費税 1月4日(水)～4月2日(月)
納税は便利な振替納税で!

振替日(振替手数料)
中央銀行 4月20日(水) 消費税・地方消費税 4月25日(水)

0570-015901 税務署